

日本国憲法に 「両性の平等」条項を 起草した女性

ベアテ・シロタ・ゴードンさん講演会

4月25日午後6時30分から、弁護士会館クレオにて、東弁の憲法問題等特別委員会と両性の平等に関する委員会の主催でベアテ・シロタ・ゴードンさんの講演会が開催された。ベアテさんは日本国憲法にある両性の平等の条項(24条)を起草した女性であり、たびたび来日して、憲法草案作成当時の苦労話や女性の権利に関する講演を精力的に行なっている。クレオには、ベアテさんの話を聞こうと会員や一般の方が多数参集し、会場は熱気にあふれていた。なお、ベアテさんは、英語や日本語など6か国語に堪能であり、今回の講演会も流暢な日本語でユーモアを交えながら行なわれた。以下は、ベアテさんのプロフィールとともに、当日の講演の内容をご紹介します。



ベアテ・シロタ・ゴードンさん

日本で過ごした少女時代 社会的役割もたぬ女性の姿が心に

ベアテさんは、1923年ウィーン生まれ。父レオ・シロタ氏は著名なピアニストであり、作曲家の山田耕柊氏の招きにより東京音楽学校(現在の東京芸術大学)の教授となるため、1929年に一家で来日した。このとき、ベアテさんは5歳。15歳でアメリカに留学するまでの約10年間、日本で生活することになる。

ベアテさんは、母親の友人である日本の女性たちの話などを通じて、日本の女性が置かれた立場を考えるようになった。日本の女性は、夫の後ろを歩き、客が来ても一緒に食事をしたり、会話したりすることもなく、ただ給仕をするだけ。日本の女性には社会的な役割は全くない。離婚もできず、好きな人と自由に結婚できない。財産権もないし、相続もできない。こうした日本の女性の姿はベアテさんの心に深く刻み付けられた。

アメリカの大学を卒業後、タイム誌に就職。同社では、女性が集めた資料をもとに男性が記事を書いており、女性は、もっぱら男性の補助という立場に置かれていた。こうして、ベアテさん自身も女性であることで仕事上の差別を受けるという苦い経験を味わったそうである。

GHQスタッフとして再来日 1週間で憲法草案作成を命じられて

終戦直後の1945年12月、GHQの民間人要員として来日した。ベアテさんは、GHQの民政局で女性の政治運動や小政党のリサーチの仕事をしていた。ところが、1946年2月4日の朝、民政局長のホイットニー准将から「今日からあなたたちは新しい日本の憲法草案を作るのが任務です。これは極秘です」と突然言われたそうである。日本政府の代表が作成した憲法草案が明治憲法と変わらない内容であったため、これに失望したマッカーサー元帥は、民政局のスタッフに1週間で日本の憲法の草案を作成することを命じたのである。

当時22歳のベアテさんは、2人の男性とともに人権条項の作成を担当することになり、「あなたは女性だから女性の権利の条項を書いたらどうか」と言われた。ベアテさんは、憲法草案作成のために各国の憲法を参考にしようと考え、ジープに乗っていろいろな図書館に行き、各国の憲法について調査した。

また、ベアテさんは、子どものころ見聞きした日本の女性が置かれている状況を思い出し、日本の女性にはどのような権利が必要かを考えていった。例えば、配偶者の選択の権利や妊婦が国から援助を受ける権利、非嫡出子への差別禁止、社会福祉に関する権利な

ど、できるだけ多く女性の権利を憲法の中に取り込みたいという思いがあった。ベアテさんが起草した条項は下記のとおりである。

このように憲法に女性にとって必要な諸権利を書き込んでおけば、民法などの法令を起草する官僚——その多くは日本の保守的な男性である——は、これを無視できなくなるであろう。ベアテさんはそのように考えたのである。

しかし、民生局次長等で構成される運営委員会では、ベアテさんが考え出したさまざまな権利を憲法に取り込むことに反対した。ベアテさんは、大変悔しく、涙が出たそうである。

「女性の立場を考えながら書いたもの」 反対する日本政府を説得

3月4日にはGHQと日本政府との間で最終的な憲法草案に関する協議が行なわれ、ベアテさんは通訳として出席した。その席上で、日本政府の代表は女性の権利の条項に強く反対した。しかし、GHQ側は、日本政府が通訳としてのベアテさんに強い信頼をおいていたことを知ったうえで「これはここで通訳しているシロタさんが日本の女性の立場を考えながら書いたものです」と言って説得した。このようにして、日本国憲法に両性の平等に関する条項が挿入されたのである。

ベアテさんは、1947年5月にアメリカへ帰国。その

後、アメリカの女性運動の視察のため渡米した市川房枝氏の通訳や日本の文化・伝統芸能の紹介など文化交流に関わり、たびたび来日している。

自信が見えるようになった日本女性 この進歩を広く伝えていくべき

ベアテさんは「日本の女性の顔や動きに自信が見えるようになり、憲法制定時に比べて随分と女性の地位は上がってきた。しかし、日本の女性はどうした自分たちの進歩を広く伝えていかなければならない」「憲法を毎日の生活に組み込むことは容易ではないが、憲法が十分に生きることを祈っている」と述べて、講演会を締めくくった。

82歳という高齢のベアテさんは、当日あまり体調が芳しくなかったが、口調は非常に力強かった。憲法論議が盛り上がりつつある現在、今回の講演会は有意義なものであり、ベアテさんが憲法草案に込めた熱い思いを受けとめながら、司法試験受験後遠ざかってしまっている憲法にもう一度じっくり目を通してみようと思った。

(広報室囑託 中島 美砂子)

参考文献

『1945年のクリスマス』

ベアテ・シロタ・ゴードン 著 平岡磨紀子 構成・文 柏書房

ベアテ草案

「すべての人間は法の下に平等である。人種、信条、性、門地、国籍による、政治的、経済的、教育的、社会的関係における差別はいかなるものも認めず、許容しない。(略)」

「家庭は、人類社会の基礎であり、その伝統は善きにつけ悪きにつけ国全体に浸透する。それ故、婚姻と家庭とは法の保護を受ける。婚姻と家庭とは、両性が法律的にも社会的にも平等であることは当然である。このような考えに基礎をおき、親の強制ではなく相互の合意に基づき、かつ男性の支配ではなく両性の協力に基づくべきことをここに定める。これらの原理に反する法律は廃止され、それに代って配偶者の選択、財産権、相続、本居の選択、離婚並びに婚姻及び家庭に関するその他の事項を、個人の尊厳と両性の本質的平等の見地に立って定める法律が制定されるべきである」

「妊婦と幼児を持つ母親は国から保護される。必要な場合は、既婚未婚を問わず、国から援助が受けられる。非嫡出子は法的に差別を受けず、法的に認められた嫡出子同様に身体的、

知的、社会的に成長することに於て権利をもつ」

「養子にする場合は、夫と妻の合意なしで家族にすることはできない。養子になった子供によって、家族の他の者たちが不利な立場になるような特別扱いをしてはならない。長男の権利は廃止する」

「公立、私立を問わず、児童は医療、歯科、眼科の治療を無料で受けられる。成長のために休暇と娯楽及び適当な運動の機会が与えられる」

「老齢年金、扶養家族手当、母親の手当、事故保険、健康保険、障害保険、失業保険、生命保険など十分な社会保障制度は法律によって与えられる。その保障は、国連機構、国際労働機関の基準によって最低の基準を満たさなければならない。女性と子供、恵まれない集団の人々は特別な保護が与えられる。国家は個人の責任や義務を怠った場合でない限り、国民を守る義務がある」

(婦人展望1993年7月号より転載)